平成 27 年 8 月 6 日東北電力株式会社

女川原子力発電所 2 号炉 指摘事項に対する回答一覧表
（内部火災）

| No | 分類 | 項 目 | $\begin{aligned} & \text { 審 査 } \\ & \text { 会合日 } \end{aligned}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 共通 | 設置許可基準規則の要求は「安全施設が安全機能を損なわないこと」であり，火災防護の対象は，安全施設全体である。火災防護に係る審査基準では，それらのうち特に配慮すべき原子炉の安定停止や放射性物質 の貯蔵に必要な機能を有する機器について記載している。従って，火災防護対策は，原子炉の安定停止や放射性物質の貯蔵に必要な機能を有する機器等に限定されるもの ではない。また，定期検査中を除外するも のではない。これを踏まえて，説明内容を見直すこと。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 P1-1 |
| 2 | 共通 | 今回の内容は，火災防護に係る審査基準へ の適合性に限定して説明されている。設置許可基準規則の要求への適合性を説明する こと。 | H26．12． 4 |  |
| 3 | 共通 | 格納容器内の火災防護対策について，定期検査中を含めて，整理して説明すること。 | H26．12． 4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P11－1～7 |
| 4 | 共通 | 警報について，火災感知のための警報と，火災発生可能性を知らせるための警報を整理して説明すること。 | H26． 12.4 |  |
| 5 | 共通 | 基準地震動により機能喪失しない設計とす ることを理由に，発火性もしくは引火性物質が漏えいしないとする考え方について，機器の種類毎に破損モード（地震荷重以外 にも考えられるはず）を類型化し，整理し て説明すること。 | H27．1． 8 |  |
| 6 | 共通 | 格納容器内の火災発生防止について，発火源が「ほとんどない」としていることにつ いて，具体的に説明すること。また，影響 が「局所に留まる」としていることについ て，具体的に説明すること（必要があれば防護対策が必要。）。 | H27．1． 8 |  |
| 7 | 共通 | 格納容器内の火災防護に関し，①格納容器内は窒素パージしているので火災は生じな いとした上で，窒素パージしていない期間 の消火対応等について特別に考えているの か，それとも，（2）格納容器外と同様に機器抽出，火災区画等の設定，対策を検討した上で，窒素パージしている期間は火災が発生することはほとんど無いと考えているの か，基本的な考え方のアプローチがわかる ように説明すること。 | H27．1． 8 |  |


| No | 分類 | 項 目 | $\begin{aligned} & \text { 審 査 } \\ & \text { 会合日 } \end{aligned}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 共通 | 原子炉格納容器内の消火対応について，煙 の充満等により消火器等の消火が困難にな ることがないか，またその場合の消火手段 について検討した上でその方針を説明する こと。 | H27．1． 8 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P11－1～7 |
| 9 | 共通 | 格納容器内について，的確な火災検知方法 について十分検討すること。 | H27．1． 8 |  |
| 10 | 共通 | 格納容器内の計測制御系，電源系について も必要な機能にどのような影響があるのか検討すること。 | H27．1． 8 |  |
| 11 | 共通 | フェイルセーフ機能により原子炉の緊急停止機能が失われないことについて，想定さ れるフェイルの様態を示して説明するこ と。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P2－添付 2 |
| 12 | 共通 | フェイルセーフ機能に期待して防護対象設備を選定しているが，火災時にも確実にフ エイルセーフ機能が働くとする根拠を説明 すること。 | H26． 12.4 |  |
| 13 | 共通 | 安全機能を有する設備について，火災によ る当該設備の破損だけでは異常な過渡変化及び設計基準事故に至らないこと理由に，当該設備を火災防護の対象としない方針つ いて，（1）設置許可基準規則第12条（安全施設）の独立性要求への適合性，（2）火災起因で安全系以外の設備が破損することによ る異常な過渡変化及び設計基準事故発生時 の安全機能の維持，の観点を踏まえ，防護 の必要性を説明すること。 | H26．12． 4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P10－添付 1 <br> P8－16，P8－参考 1 |
| 14 | 共通 | 火災発生時に原子炉冷却材喪失事象が発生 しないため，原子炉格納容器隔離弁等には機能要求がなく火災防護の対象として選定 しない（多重化された系統の同時喪失を許容する）とすることについて，判断の根拠 と基準適合性の考え方を説明すること。 | H26． 12.4 |  |
| 15 | 共通 | 安全上重要な機能を有する機器等の独立性 について，内部火災の対応方針を適切に説明すること（圧縮空気供給機能における主蒸気隔離弁の位置付け，事故時のプラント状態の把握機能における制御棒位置の表示機能が防護対象に含まれるか，原子炉停止系への作動信号の発生機能における火災発生時の電源喪失の方法（手動 or 自動）等）。 | H27．1． 8 |  |


| No | 分類 | 項 目 | $\begin{aligned} & \text { 審 査 } \\ & \text { 会合日 } \end{aligned}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16 | 共通 | 重大事故等対処設備への火災防護対策につ いて，別途説明を行うこと。 | H26． 12.4 | 回答準備中 |
| 17 | 共通 | 重大事故対処設備の火災により設計基準対象施設に影響を与える場合を考慮し，基準適合性を説明すること。 | H26． 12.4 |  |
| 18 | 共通 | 中央制御室の制御盤内の火災について，盤内に火災感知器を設置し早期感知•消火を行うとしているが，感知器の感度設定の妥当性を含め，系統分離の成立性に係る具体的な評価を示すこと。（早期感知•消火でど の程度の焼損まで許容するのか，また，影響をその範囲内に限定するとの観点から対策が十分か，定量的に説明すること。） | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P7－添付10－4 |
| 19 | 個社 | 耐火ラッピングの耐火性能試験について，消火後の水の吹き付けによる確認の要否に ついて説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 P7-添付6-20 |
| 20 | 共通 | 防火扉の耐火性能試験に関して，ドアクロ ーザーの耐火対策（対策品への取替）を説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 P7-添付6-14 |
| 21 | 共通 | 火災区域の系統分離について，ケーブルト レイ貫通部の耐火性能維持の考え方，貫通部の先にある隣接区画の安全機能への影響 について説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 $\text { P7-添付6-9, 10, } 25$ |
| 22 | 個社 | 火災時の電動弁の機能維持について，回路評価の内容を説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P7－添付3 |
| 23 | 共通 | 機器等が不燃性材料で構成されていること を理由に火災防護の対象として選定しない ことについて，パッキン類などの可燃物を含むことをどのように確認•評価したのか，整理の考え方を説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 |
| 24 | 共通 | 不燃材料の使用について，配管のパッキン類については，火災により燃えたとしても他に影響がないことを説明すること。 | H27．1． 8 |  |


| No | 分類 | 項 目 | $\begin{aligned} & \text { 審 査 } \\ & \text { 会合日 } \end{aligned}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 25 | 共通 | 水素内包設備を設置する区画において，常用電源から給電される換気設備が停止した場合，爆轟が生じて，他の火災区域に設置 されている安全機能を有する機器に悪影響 が生じないことを説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 |
| 26 | 共通 | 水素対策における換気空調ファンの耐震ク ラスの考え方を説明すること。 | H27．1． 8 |  |
| 27 | 共通 | 煙の充満等により消火が困難とならないと する火災区域の選定において，開口部やル ーバからの煙の排出が可能とする根拠につ いて，個別区画毎の性状を踏まえた上で，具体的に説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日資料1－2－2 |
| 28 | 共通 | 煙の充満等により消火活動が困難とならな いとしている火災区域•区画については今後詳細を確認していきたい。 | H27．1． 8 |  |
| 29 | 共通 | 水素による火災対策について，濃度の制限 だけでなく，発火を防止できることを説明 すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 $\text { P1-10, } 12,13$ |
| 30 | 共通 | 基準地震動に対して，ある区画の換気機能 が失われたとしても，当該区画の安全機能 が損なわれないことを説明すること。 | H26． 12.4 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 P1-10 |
| 31 | 個社 | 火災の発生防止対策について，発火性又は引火性物質の貯蔵に係るタンク容量の考え方について説明すること。 | H26． 12.4 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 P1-15 |
| 32 | 共通 | ケーブルの専用電線管について，両端を耐熱シール材で処置しない場合の設計方針の妥当性について説明すること。 | H26． 12.4 | 本日回答 |
| 33 | 共通 | 電線管端部のパテ埋め施工について，今後，十分に説明できるようにしておくこと（詳細な施工内容等については，工認その他で確認）。 | H27．1． 8 | P1-添付2-4 |
| 34 | 共通 | 電線管にケーブルを入れた状態において， I E E E 3 8 3 の試験を採用する妥当性に ついて説明すること。 | H26． 12.4 | 対象外 <br> （電線管に入れた状態での詞験は <br> 実施していない） |
| 35 | 共通 | 絶縁体とシース部を有するケーブルに対す るUL垂直試験採用の妥当性について説明 すること。 | H26． 12.4 | 対象外 <br> （全てシース部を有する <br> ケーブルで試験を実施） |


| No | 分類 | 項 目 | $\begin{aligned} & \text { 審 査 } \\ & \text { 会合日 } \end{aligned}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 36 | 共通 | I S O の加熱曲線を採用した妥当性を説明 すること。 | H26． 12.4 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> P7－添付6－4 |
| 37 | 共通 | 蓄電池室等の換気設備が設計基準対象施設 に含まれるかについて，整理して説明する こと。 | H26． 12.4 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> P7－添付1－26 |
| 38 | 共通 | 火災防護計画について，外部火災において説明されたタンク容量制限の運用等も含め る等，規定すべき方針が網羅されているこ とについて説明すること。 | H26． 12.4 | 対象外 <br> （外部火災にて容量制限する タンクなし) |
| 39 | 共通 | 早期検知のために煙感知器と熱感知器の 2 つを用いることについて，AND回路を採用しているが，検知タイミングが遅くなる おそれがあることを踏まえ，設計方針を検討すること。 | H26． 12.4 |  |
| 40 | 個社 | 感知器の回路ロジックについて，感知部分 と消火設備の起動部分を分けて考え方を説明すること（煙感知と熱感知は早期に感知 する観点から信号は＂or＂とすべしという のが基準の要求。）。 | H27．1． 8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 $\text { P1-43, } 45$ |
| 41 | 共通 | ハロゲン化物自動消火設備の自動起動の AND 条件の設定については，地震時の誤作動を理由としているが，誤作動防止対策の検討も含め早期作動と確実性の両立性につ いて検討した上でその方針を説明するこ と。 | H27．1． 8 |  |
| 42 | 共通 | ラッピングの耐火性について，内部にこも る熱の影響について説明すること。また，試験せずに米国の基準を採用することの妥当性について説明すること。 | H26． 12.4 | 本日回答資料2－1－2 P7-添付6-21 |
| 43 | 共通 | 火災対策について，代替手段として手動操作に期待することの妥当性について説明す ること。 | H26． 12.4 | 本日回答資料2－1－2 P7－添付4 |
| 44 | 共通 | 蓄電池について，常用系の蓄電池に火災が発生した場合，非常用の蓄電池に影響がな いか説明すること。 | H27．1． 8 | 本日回答資料2－1－2 P1－添付1－3 |
| 45 | 共通 | 地震起因の火災を想定した場合，消火用水系の耐震性だけでなく水源の耐震性につい ても考え方を説明すること。 | H27．1． 8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 P1-58 |


| No | 分類 | 項 目 | $\begin{aligned} & \text { 審 査 } \\ & \text { 会合日 } \end{aligned}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 46 | 共通 | 放射性物質の貯蔵については廃棄物を想定 し，他の火災からの影響を検討すること。 | H27．1．8 | 本日回答 |
| 47 | 共通 | 放射性廃棄物処理系について，火災による電動弁等の機能への影響を考慮しても，放射性物質の閉じ込め機能が損なわれないこ とを説明すること。 | H27．1．8 | $\begin{gathered} \text { 資料2-1-2 } \\ \text { P9-4, } 6,8 \sim 12 \end{gathered}$ |
| 48 | 個社 | ケーブル処理室の出入り口については，ア クセス性の観点から2つ確保すること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 P1-73 |
| 49 | 共通 | 二酸化炭素消火設備について中央操作室か らの起動が出来ない設計としているが，操作人員確保や現場へのアクセスが困難にな ることがないのか，また二酸化炭素消火設備を選択する必要性があるのかも含めて検討した上でその方針を説明すること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> P7－添付12 |
| 50 | 共通 | 火災感知設備でアナログ式を用いないこと としている箇所を明確に示すとともに，用 いることができない理由とアナログ式を用 いなくても非火災報対応など同等の性能が確保できるとする考え方を示すこと。 | H27．1．8 | 本日回答資料2－1－2 P5-添付2-5 |
| 51 | 共通 | ケーブルトレイの1時間耐火壁等に用いる としている耐火クロス・耐火カーテンにつ いて，その使用形状を明確に示すともに，当該形状において十分な性能を有している ことを説明すること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> P7－添付7 |
| 52 | 共通 | 給気フィルタについては，（空気の供給が多過になっている状況にて）延焼した事例も考慮し対応を検討すること。 | H27．1．8 | 本日回答資料2－1－2 P1－25 |
| 53 | 共通 | 保守管理の合理化目的での自主設備や核物質防護等で設置する機器が発火源となる可能性，ケーブルラッピング等による耐震性 への影響，ケーブルの結束バンドが火災時 にはずれることによる悪影響，火山灰対策 のフィルタ，溢水の止水処理の耐火性など，他（法令）の要求事項との競合について考慮すること。 <br> 結束バンドが火災の熱等により破損するこ とによるトレイからのケーブルの逸脱等の可能性，またその逸脱による影響について検討すること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> （結束バンド）P1－22 <br> （フィルタ）P1－25 <br> （溢水シール）P7－添付6－5 <br> （耐震性）P7－添付6－16 |


| No | 分類 | 項 目 | 審 査 会合日 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 54 | 共通 | 回路解析と運転員の手動操作については参照図を明膫にし，説明を詳細化すること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> （回路解析）P7－添付3 <br> （手動操作）P7－添付4 |
| 55 | 共通 | 溢水対策と火災防護対策との比較表では，溢水による火災防護対策への影響防止の観点から説明すること。 | H27．1．8 | 対象外 <br> （内部溢水の審査にてご説明。対象設備の比較については P10－添付 2 に記載） |
| 56 | 個社 | トーラス室内は空間容積が大きいために煙 による影響が少ないとしているが，上部に機器やアクセス箇所が集中していることを考慮した対策を検討すること。 | H27．1．8 | 平成27年7月28日 <br> 資料1－2－2 <br> P6－添付12－2 |
| 57 | 個社 | 屋外消火設備については，凍結防止ヒータ ーの電源等も含め，その運用方法等につい て十分検討すること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 P1-57 |
| 58 | 共通 | 系統分離の図は「火災影響評価ガイド」の図を参考に見直しすること。 | H27．1．8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 <br> P7－3 |
| 59 | 共通 | 系統分離並びに火災影響軽減対策として1時間耐火性能の隔離壁を使用する場合に は，隔離壁の材質や耐火性能実証試験結果等を示すこと。 | H27．1．8 | 本日回答資料2－1－2 P7－添付7 |
| 60 | 共通 | 水素濃度検知器の設置場所の考え方につい て，水素が上方に蓄積することを考慮し，妥当性を説明すること。 | H27．1． 8 | 本日回答 <br> 資料2－1－2 P1-16 |
| 61 | 個社 | ケーブルトレイの火災消火実証試験に関 し，その実験結果を受けた火災影響評価は どうなっているのか説明すること。また，今回の実証試験結果を具体的にどのように活用するのか示すこと（最終的に，難燃性 ケーブルであっても対策が必要となるとこ ろがあれば，それを明確にすること。）。 | H27．1．8 | 対象外 <br> （当該試験は実施していない） |
| 62 | 個社 | 系統分離対策における消火設備に対して， ケーブル以外の火災源に対する消火設備を追記すること。 | H27．1．8 | 対象外 <br> （ケーブルトレイ以外の火災源に対してはハロゲン化物消火設備を設置） |


| No | 分類 | 項 目 | 審 <br> 会合日 | 備 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | 考

